

1. 新規加盟登録

本連盟に新規加盟登録しようとするチームは、下記の条件を満たし、申請書類を会長宛に提出したのち、理事会の承認を得なければならない。

※申請手続き（問い合わせも含めて）については部長または大学関係者（継続してチームに関わる者）からに限る。

● 1-1 新規加盟条件

- 1) 大学専任教職員の部長または顧問を置くことを必須とする
- 2) 単独の大学の学生で構成されたチームであること
- 3) 関西学生サッカー連盟が定める経費納入義務（納入金・個人登録費）を果たすこと ※下記参照
- 4) 部員15名以上、有資格の登録審判員として常時3名以上を有すること
- 5) 試合における指導者の帯同を必須とする
- 6) 原則として試合会場が提供できること（試合会場の規定は正規105m×68m）
- 7) 活動実績も重視する（年間を通して、帯同者の元、基本的な用具も揃えての活動が出来ているか否か）

※納入金内訳【2025年度】

	1部	2部	3部	4部
全日本学連登録費	30,000	30,000	30,000	30,000
運営費	90,000	90,000	90,000	90,000
強化費	90,000	50,000	50,000	20,000
大会参加費（リーグ・関西選手権）	990,000	430,000	430,000	360,000
合計	1,200,000	600,000	600,000	500,000

※全納と前期・後期の2段階納入の2種類（原則、延納は認めない）

※止むを得ない事由により途中辞退などの状況が生じた場合でも年間納入の義務を負う

※当該年度の納入金未納チームは次年度の大会参加を認めない

※この他に個人登録費として1人につき6,000円（内1,000円は全日本大学サッカー連盟個人登録費）が別途必要

※納入金とは別に1部20万円、2部3部4部3万円の広告分担金が必要

※新人大会や1リーグに参加される場合は、別途参加料が必要

● 1-2 申請書類

- 1) 新規加盟希望大学エントリー用紙
- 2) 新規加盟希望大学サッカー部名簿
- 3) 学生課からの証明書（大学で唯一の体育会サッカー部であるという証明書、大学からの推薦状に代わるもの）
- 4) 部長または顧問からの活動状況報告書
- 5) 誓約書
- 6) サッカー部の規約または内規
- 7) 大学案内パンフレット
- 8) ここ1年間の対戦成績等のコピー（これまでのサッカー部の練習試合の成績等）

※理事会での加盟承認後の提出書類

- 9) チームエントリー用紙①・②
- 10) 個人登録関係用紙：選手登録票、登録証
- 11) 在学証明書 *当連盟制定の書式のもの

※当連盟の登録資格は、原則として、選手が所属する大学の学則による学部生（学士資格を目指す学生）であり、修業年限の範囲で、当該大学サッカー部長が連盟所属することにつき認められたものとします。
ただし、科目履修生や日本国外へ留学中の学生、休学中および通信科の学生は登録できません。

- 12) プライバシーポリシー同意書

2. 加盟登録の継続

● 2-1 加盟登録の継続条件

- 1) 大学専任教職員の部長または顧問を置くことを必須とする
- 2) 単独の大学の学生で構成されたチームであること
- 3) 関西学生サッカー連盟が定める経費納入義務（納入金・個人登録費）を果たすこと
- 4) 当該年度ブロック編成抽選までに当該年度登録予定部員15名以上を有すること。
- 5) 当該年度公式戦開催期間には有資格の登録審判員として常時3名以上を有すること。
- 6) 試合における指導者の帯同を必須とする

● 2-2 提出書類

- 1) チームエントリー用紙①・②
- 2) 個人登録関係用紙：選手登録票、登録証
- 3) 在学証明書 *当連盟制定の書式のもの

※当連盟の登録資格は、原則として、選手が所属する大学の学則による学部生（学士資格を目指す学生）であり、修業年限の範囲で、当該大学サッカー部長が連盟所属することにつき認められたものとします。

ただし、科目等履修生や日本国外へ留学中の学生、休学中および通信科の学生は登録できません。

- 4) プライバシーポリシー同意書

● 2-3

加盟登録の継続ができない場合、連盟在籍料として年間1万円を納入すれば在籍を認める。在籍できる期間に制限を設けないが、3年を超えて復帰する場合は「1-2 申請書類」全てを改めて提出することを義務付ける。なお、連盟在籍料の納入もない大学については連盟を脱退したものと扱う（下記参照）。

3. 連盟脱退チームの取り扱い

本連盟を脱退したチームは、脱退した年の翌年4月から3年を経過しないと再加盟することができない。

※再加盟の申請手続き(問い合わせも含めて)については部長または大学関係者(継続してチームに関わる者)からに限る。

4. 連盟除名チームの取り扱い

本連盟において除名されたチームの扱いについては、理事会の審議・決定に従うものとする。

5. 準加盟チームの取り扱い

日本サッカー協会規程の「準加盟チーム」に該当するチームに対し、関西学生サッカーリーグおよび関西学生サッカー選手権大会、総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント、全日本大学サッカー選手権大会への出場を認める。

付 則

本加盟条件は、2010年2月14日から施行する。

(改定)

2012年1月30日	一部改定	2020年2月3日	一部改定
2013年1月28日	一部改定	2021年2月2日	一部改定
2014年1月27日	一部改定	2022年1月31日	一部改定
2015年2月2日	一部改定	2023年1月30日	一部改定
2016年2月1日	一部改訂	2024年1月29日	一部改訂
2017年2月1日	一部改定	2024年3月11日	一部改訂
2018年2月5日	一部改定	2025年3月10日	一部改訂
2019年2月4日	一部改定		